

家賃等債務保証料助成・残存家財整理費用等の保険料助成の利用促進について

1 両助成制度の実績

資料 6 - (2)「家賃等債務保証料助成・残存家財整理費用等の保険料助成の実績」のとおり

2 これまでの改善策

(1) 制度的な改善策は、資料 6 - (2)「家賃等債務保証料助成・残存家財整理費用等の保険料助成の実績」の備考欄に記載のとおり

- ・家賃等債務保証料助成

平成 30 年 あっ旋を受けない保証委託契約にも助成を開始した。

令和 2 年 助成申請期限を、保証委託契約の日から 2 か月を 1 年に延長し、継続保証料にも助成を開始した。

この両年に、助成件数は増加したが、その後は横ばいの状態

- ・残存家財整理費用等の保険料助成

令和 5 年 残存家財整理費用等の保険料内訳が示されない場合でも、当該保険料をみなし算定することにより助成対象とすることにした。

令和 5 年の改善による効果はでておらず、令和 2 年の制度開始後低迷している。

(2) 区民への周知は、資料 6 - (3)「家賃等債務保証料助成、残存家財整理費用等の保険料助成の周知方法」のとおり

- ・ 令和 2 年 助成制度のチラシの裏面に仮申込書を入れ、不動産店で仮申し込みができるようにした。

令和 3 年～ 居住支援サービスガイドを居住支援協議会を通じて広く区内に配布

令和 5 年 住宅ガイドと助成制度のチラシを区内不動産店へ配付

3 協議事項

(1) 家賃等債務保証料助成

- ・ 連帯保証人ではなく、保証会社の利用が増えているなかで、保証会社を利用した高齢者、障害者等が助成制度を利用していただけないのはなぜなのか？

- ・ 保証会社を利用した高齢者、障害者等に助成制度を利用していただくにはどうすればいいのか？

(想定される利用しない理由)

住宅相談等で助成制度を案内するが、相談者の主目的は住宅探しであり、助成制度のことは二の次である。また、住宅相談を実施してもすぐに住まいが決まる訳ではなく、住宅を成約するまでに時間がかかるため、助成制度のことを覚えていない可能性がある。

(2) 残存家財整理費用等の保険料助成

- ・ そもそも、単身高齢者の残存家財整理費用等の保険の区内の年間の加入者数、加入率はどのくらいなのか？
- ・ 大家・不動産店で強制される場合を除いて、残存家財整理費用等の保険の加入を増やす方策は？入居者に残存家財整理費用等の保険の認知度を高め、加入の必要性を認識してもらうにはどうすればいいのか？
- ・ 残存家財整理費用等の保険に加入した高齢者が助成制度を利用していただけないのはなぜなのか？
- ・ 残存家財整理費用等の保険を利用した単身高齢者に助成制度を利用していただくにはどうすればいいのか。

(想定される利用しない理由)

残存家財整理費用等保険に加入するかどうかは、大家・不動産店で強制される場合を除いては、本人の意思次第であり、助成制度があるからといって必ずしも加入するわけではない。また、高齢者本人の生活が苦しければ、死後の家財整理費用のための保険へ自主的に加入することは考えにくい（優先事項ではないと推測される）。

保険に加入したとしても、助成限度額は 6,000 円/年であるが、助成額は実際に負担した保険料の平均である約 1,800 円/年であり、申請の手間を考えると、申請しない理由の一つと考えられる。

- ・ 残存家財整理費用等の保険が組み込まれている宅建ファミリー共済の「新すまいの保険ワイド」や全日ラビー少額短期保険の「住まいの保険」等は、助成の対象になります。不動産店で入居者がこれらの保険に加入された際には、残存家財整理費用等の保険料助成のチラシの裏面の仮申込書にご記入いただき、住宅課まで FAX 送信していただけるようよろしくお願いいたします。